ガイドラインで取り扱う「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」の検討にあたって

資料１

１　検討対象とする分野

府民生活に深く関わる以下の８分野とする。

（１）公共交通機関、公共的施設・サービス等

（２）情報・コミュニケーション

（３）福祉サービス

（４）商品・サービス

（５）住宅

（６）医療

（７）教育

（８）雇用

* 雇用分野は、国が策定する雇用分野の事業者向けの指針も踏まえ、今後、位置づけを整理する。

２　事例の分類及び検討対象とする事例

大阪府による障がいを理由とした差別と思われる事例の募集で寄せられたものを、分野ごとに以下の３つの類型に分類し、「障がいを理由とする差別」に当たる「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」について議論する。

（１）不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること。

＜不当な差別的取扱いに関する正当化事由＞

* 正当な理由が存在する場合（客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合）は、不当な差別的取扱いに該当しない。
* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（２）合理的配慮の不提供

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

＜合理的配慮の不提供に関する正当化事由＞

* 配慮の実施を求められた側に、均衡を失した又は過度の負担が生じる場合は、合理的配慮の不提供に該当しない。

なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。また、事業者の規模や配慮に当たって求められる専門性や技術水準、事業の本質的内容を変更するようなものでないかどうかも考慮する必要がある。

* 障がい者等からの意思の表明がない場合、合理的配慮を実施する義務は生じない。ただし、意思表明がない場合にも、自主的に適切な配慮を行うことは、障害者差別解消法の趣旨に照らし望ましい。

（３）その他

　　不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に分類される以外のもの。

＜私人の行為等＞

障がい者への誹謗中傷、ネット上での書込み等事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、ガイドラインの検討の対象外とする。なお、こうした行為については、ガイドラインの検討とは別に、啓発を通じて対応していくべきである。

＜虐待等＞

他に法制度のある虐待、いじめ、ＤＶについては、今後、障害者差別解消法に基づく、国の「基本方針」や「対応指針」等においてどのように位置づけられるかを踏まえて、ガイドラインにおける取扱いを検討する。

＜制度やサービスのあり方の見直し＞

ガイドラインの検討とは別に、今後、国や関係機関等に対する働きかけ等によって対応していくべきである。

３　検討の進め方

何が差別に当たるのかについての共通の物差しとなる「ガイドライン」の策定に向けて、分類した事例から、以下の３点について検討する。

（１）ガイドラインで取り扱う「不当な差別的取扱い」の内容

「何が差別に当たるのか」「正当な理由があるとき」を一般論化して、ガイドラインに記載する。

＜論点＞

* どのような事例が該当すると考えられるか（事例が適切に分類されているか）。
* 正当な理由が存在する場合についてどのようなことが考えられるか、また、正当な理由をどのような要件、視点で判断するか。

（２）ガイドラインで取り扱う「合理的配慮の不提供」の内容

合理的配慮は、配慮を必要とする障がい者の態様や状況等、また、配慮が求められた側の負担によって変わる個別性の非常に高いものであることを踏まえ、ガイドラインでは望ましい取組み例を取り上げる。

＜論点＞

* 望ましい合理的配慮の事例としてどのようなものが考えられるか。

（３）ガイドラインの機能

相談、紛争の予防・解決の体制のあり方とあわせて、ガイドラインの機能について検討する。

＜論点＞

* 府民や事業者に対して、広く啓発することを目的とするか。
* 事業者への指導等に活用できるように、ガイドラインに規範性を持たせるべきか。